

平成29年3月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成29年3月10日 午後3時40分
サンコスモ古賀 201・202会議室

2 閉会日時 平成29年3月10日 午後6時24分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	三輪 順一	澁田 一吉
中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸	渡 秀孝
青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄	原 月江

吉住三千代

(2)欠席者(2名)

安武 正一 松崎 富幸

4 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第4号議案 古賀市農業振興地域整備計画の変更について

第5号議案 古賀市農業委員会の活動内容の点検評価及び活動計画の策定(案)について

午後3時40分開会

○事務局長 [] それでは、本日の出席委員数を報告いたします。

本日の出席委員は、17名でございます。[]委員、[]委員からJA関係の会合と重なったということで御欠席の連絡を受けております。

古賀市農業委員会会議規則第7条に規定されました過半数の要件を満たしておりますことから、総会成立を御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございますが、会議規則第44条により会長が議長となります。以降、議事進行を会長にお願いいたします。■会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 []君) こんにちは。大変お待たせしまして申しわけありません。畑仕事をした後も3カ所、4カ所を回ってもらいましてありがとうございます。

今から天気もよくなって、春になって農繁期に入ってくると思いますので、皆さん、体には十分注意されて、季節の変わり目でございますので、体には十分気をつけてもらって農作業に励んでもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

では、ただいまから平成28年度3月期の農業委員会総会を開催いたします。

○議長 []君) 本日の議事録署名委員を指名いたします。中野晃委員、三輪順一委員、よろしくお願ひします。

○議長 []君) それでは、第1号議案、市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第4条の規定による許可申請について。番号1、事務局、お願いいたします。

[議案朗読]

○係 [] それでは、第1号議案、農地法第4条の許可申請、番号1について、御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第4条の申請で、所有権に基づき貸資材置場に転用するといった内容でございます。申請人等につきましては、先ほど、朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の2ページをごらんください。

申請地は、現地でも御確認のとおり、県道筑紫野古賀線、町川原南口交差点の東に位置します斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。申請地の北側、西側、東側については、他地目による分断をしておりますが、南側には一部農地の広がりがございます。この広がり、グリーンパー

ククロスパル側に向かい段差及び他地目があり分断となることから、広がり約0.8ヘクタールであり、第二種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の3ページをごらんください。

今回の計画は、貸資材置場に関する図面が示されているところでございます。今回の貸資材置場は中古車置場であり、80台の中古車を置く計画となっております。

まず、乗入口につきましては、南東側の認定市道のほうから1カ所、アスファルト舗装を6メートル×6メートルで行い、その他の部分につきましては、切り込み砕石を敷く計画となっております。

では、雨水、雑排水関係について御説明いたします。議案書の4ページをごらんください。

まず、雨水につきましては、北側新設側溝及び雨水ますを設け、計画図北側の既設側溝へ排水されます。

次に、汚水、雑排水関係について御説明いたします。貸資材置場でございますので、原則、雑排水は発生いたしません。汚水の被害防除対策として、オイルトラップを北側1カ所に設け、同様に北側側溝へ排出いたします。

なお、次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の5ページをごらんください。

今回は、切土はございませんが、流水勾配をつけるため、最大52センチの盛土を行う計画となっております。

最後に地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は、条件付承諾ということで、1、オイルトラップの定期清掃をすること。2、車両の積みおろしは場内で行うこと。以上、2点の条件を付しまして、平成29年1月15日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上です。御審議、よろしく願いいたします。

○議長 ■■■■■君 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの■■■委員さんに説明をお願いいたします。

○委員（11番 ■■■■■君） この1号議案の番号1について説明いたします。

来たる1月15日ですか、地元開発委員会を開きまして、行政区長さん、農区長さん等いろいろ役員さんに集まってもらって協議いたしました結果、ただ単に車を置くというだけで、建物が建つわけでもなく、あんまり周りに影響を与えないのではないかと言いながら、それでもある程度の条件を付けました。

一つは、この駐車場というか、車を置くところなものですから、この車の積みおろしを道路で

は行わないようにということ。ここは一応通学路となっておりますので、道路では決して行わないように。それともう一つ、オイルトラップは、年に2回必ず点検掃除をするようにという条件をつけました上に、承諾をしております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ■■■■■君 ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明を終わりましたが、何かありましたら。何かないですか。何でも結構ですけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■■君 ないようでしたら、採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ■■■■■君 では、第1号議案の番号1に対して、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長 ■■■■■君 全員賛成。ありがとうございます。

○議長 ■■■■■君 続きまして、第2号議案、市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号28から、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 ■■■■■ それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号28について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、売買を行い、住宅建築を行うといった内容でございます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の8ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道米多比谷山古賀線、薬王寺交差点の北東に位置します斜線部2筆及び黒塗り部分1筆の計3筆でございます。

なお、他地目が含まれているため、計画総面積は9,722.04平米、うち農地面積が3筆の1,086平米です。

次に、農地区分の説明をいたします。申請地の北側、東側、南側は、それぞれ他地目による分断をしておりますが、西側に一部農地の広がりがございます。西側には段差及び他地目があり分断となることから、広がり約1.1ヘクタールであり、二種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。9ページをごらんください。

今回の計画は、住宅建築に関する図面が示されております。なお、今回の計画では、建売住宅34戸を建築する計画となっております。また図示しております道路及び水路については、全て新設の予定でございます。

では、雨水、雑排水関係について御説明させていただきます。

まず、雨水につきましては、各戸ごとに住宅の周囲に雨水枳を設け、各戸前面に新設した前面道路側溝に排出し、最終的に県道米多比谷山古賀線の県道側溝へ排出いたします。

次に、汚水、雑排水につきましては、各戸ごとの前面道路に污水管を新設し、県道米多比谷山古賀線に既設の集落配水管がございますので、こちらにつなぎ込みを行い排出いたします。

次に、切土及び盛土につきましては御説明させていただきます。10ページ及び11ページから13ページをごらんください。

まず、縦横断面図のラインが、10ページに記載をしておりますので、こちらを添付しているところでございます。

まず、11ページをごらんいただきますと、今回は、盛土の最大値が、A-A'断面の最大16.75メートルとなっております。

次に、地元の水利関係の承諾書につきまして、御説明をさせていただきます。

今回は、二つの農区にまたがっておりますので、二つの農区から水利関係承諾書をとっております。

まず、薬王寺農区につきましては、1、工事中は、土砂、汚水等を区域外道路、側溝に流さないこと。流出させた場合は速やかに清掃を行うこと。2、工事期間中の車両等の出入り時並びに外周付近の作業時は、十分な安全対策を行うこと。以上、2点の条件を付しまして、平成29年1月20日付の承諾書の提出がっております。

また、米多比農区につきましては、1、米多比区自治会へ加入すること。2、行政区規定に基づく無線放送受信機を設置すること。以上、2点の条件を付しまして、平成29年1月9日付の承諾書の提出がっております。

あわせて、薬王寺区、米多比区それぞれの地元農業委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

○議長 [] 君 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、まずは、米多比区の [] 委員さん、御説明をお願いいたします。

○委員（15番 [] 君） 米多比区のほうにつきましては、1月の7日の日に、地元開発委員会を開催いたしております。

8ページのほうを書面を見てわかりますとおり、大部分が薬王寺区分のほうが広いわけでござ

います。26平米ほどの畑があるというところをごさいますて、地元としましても、大きな支障がないだろうということで、問題となる御意見も出ていないというところをごさいます。

ただ、先ほど、条件といひますか、自治会加入あるいは放送設備の接続云々につきまは、どちらか、薬王寺か米多比かまだこれ明確になっておりまはせんので、その辺のところは明確になって、初めてこの条件が義務づけられるということになると思ひておりまはす。

米多比のほうとしまはしては、以上でございまはす。

○議長 君 ありがとうございます。

続きまはして、薬王寺の委員、説明をお願いしまはす。

○委員(17番 君) 薬王寺は、1月の12日に地元開発委員会を開きまはして農用地について審査をいたしまはしたが、水路、畑でございまはすので、用水路もなく、農地の広がりかほとんどないということから問題ないと判断いたしまはして、地元の署名捺印をしております。御審議のほど、よろしくお願ひいたしまはす。

以上です。

○議長 君 ありがとうございます。ただいま両地元委員の説明を終わりましたけど、何か御意見があらまはしたら、何かないですか。委員。

○委員(14番 君) 10ページの位置図があるんですけども、ここに霞が入っていまはすね。これは何を意味していまはすか。

○議長 君 はい、事務局。

○係 君 済みまはせん、ちょっと今聞き取れなかつたので、もう一度お願ひしてようございまはすでしようか。

○委員(14番 君) 10ページの位置図ですか、そこに霞が入っているじゃないですか。霞と言つたほうがいいのか。そこに黒いので。(発言する者あり)

○議長 君 はい、事務局。

○係 君 ただいまの委員の御質問にお答えいたしまはす。

こちらが、一応こちらの10ページの右側の真ん中あたりに「凡例」というのが載つておりまはして、こちらの切土をするラインということで載っている部分でございまはす。——失礼しまはした。盛土をする部分というラインでございまはす。

大部分で山林でございまはすので、白くなっているところが基本的には切土になる。そして、こちらの色が塗つてある部分が盛土になるという御理解をいただければよろしいのではないかと思ひいまはす。

以上でございまはす。

○議長 君 委員、ようございまはすか。

○委員（14番 ████████君） はい、ありがとうございます。

○議長 ████████君 ほかには何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ████████君 なければ、採決をとりたいと思いますが、ようございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ████████君 では、第2号議案、番号28に対して、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長 ████████君 全員賛成で、原案どおり可決です。

続きまして、第2号議案で、番号29、事務局、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 ████████ では、第2号議案の説明に入ります前に、今回、関係者の方が含まれますので、一時退席をお願いいたします。██████委員、1名でございます。よろしくお願ひします。

〔██████委員 退席〕

○係 ████████ では、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号29について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、35年間の賃貸者契約を行い、ガソリンスタンド及び貸店舗として利用するといった内容でございます。申請人等につきましては、先ほど、朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の14ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、国道3号線、庄交差点の東側に位置します斜線部6筆、及び黒塗り部分1筆の計7筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

申請地の西側及び南側、東側については、他地目による分断をしておりますが、北側から東側にかけてと南東側にかけて、一部農地の広がりがございます、この広がりが第一種農地の広がりでございます。しかしながら、当申請地は、九州自動車道乗入口より、半径300メートル以内であり、三種農地に該当することから、三種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の15ページをごらんください。

今回の計画は、ガソリンスタンド及び貸店舗に関する計画が示されております。

まず、乗入口につきましては、2カ所で、国道側及び市道側の2カ所からとなっております。

また、今回の申請地は、アスファルト舗装を行う計画となっております。

では、雨水、雑排水関係について御説明させていただきます。議案書の16ページをごらんく

ださい。ちょっと流水方向等で矢印を入れておりますので、少し見づらくなっているところがございますが、御了承ください。

まず、雨水につきましては、水勾配及び集水桝を設け、東側の付替え、新設側溝へ排出し、そこから北側の既設道路側溝へ排出されます。

次に、汚水、雑排水関係につきましては、まず、こちらの図面が、右側が北側となっておりますので、左側、南側のガソリンスタンド側につきましては、申請地のちょうど中央より左側、南側の部分にキャノピー棟というところがございます。こちらに油水分離槽を設置し、中央に西側から東側にかけて新設した側溝を通じ、既設側溝へ排出いたします。

次に、切土及び盛土について、御説明をさせていただきます。議案書の17ページをごらんください。

17ページから19ページにかけてが切土及び盛土になっておりますが、今回の計画で最大の盛土が行われる部分につきましては、19ページをごらんいただきまして、No.2と記載しているところがございます。上から2番目のところがございますが、こちらの国道側からサンコスモ側にかけて、ちょうど国道側の部分が一番高い盛土となっておりますことから、2.4メートルの盛土をする計画となっております。

なお、切土につきましては、同じく19ページのNo.0、一番下の断面図でございますが、こちらの40センチが最大の切土となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明させていただきます。

今回は、条件付承諾ということで、1、集中豪雨時における開発区域内からの排水が下流域に浸水しないよう計画し、施工すること。2、油水分離槽、洗車による集水桝等は、定期的に清掃、維持管理し、下流域水質に悪影響を与えないようにすること。3、騒音・振動規制を順守し、周辺環境に支障を生じさせないこと。4、飲食店舗の塵芥等は、市の許可業者による収集を定期的に行い、衛生管理をすること。5、北側水田作物の街灯照明による被害がないようにすること。以上、5点の条件を付しまして、平成28年12月19日付の承諾書の提出がっております。

また、今回は、地元農業委員が利害関係者に当たりますことから、近隣の筵内地区の農業委員の署名捺印をいただいておりますので、事務局で受理しております。

説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長 ■■■■■君、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、地元の、本人はいませんが、代理で■■■委員さん、説明をお願いいたします。

○委員（6番 ■■■■■君） 筵内の農業委員の■■■でございます。地元農業委員が関係者のため、隣接農区として、かわりに説明させていただきます。

庄区では、平成28年12月8日、それから18日に開発委員会を開催されたと聞いておりま

す。雨水・汚水の排水につきましては、先ほど事務局のほうから説明がありましたとおり、周囲の農地に影響がないというふうな計画がつくられております。

そういうことから、地元としての5条件ですか、5条件を付して、地元として承諾をしたと聞いております。よって、代理農業委員といたしまして、署名捺印をいたしておりますので、審議をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 [] 君 ありがとうございます。ただいま地元の委員さんの説明が終わりました。何かありましたら。——何かないですか。ああいう場所ですから、もっともっと出たほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [] 君 何もなければ採決をとりたいと思いますが、ようございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 [] 君 では、第2号議案、番号29に対して、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手15/15名〕

○議長 [] 君 全員賛成で、原案どおり可決です。ありがとうございます。

〔 [] 委員 着席〕

○議長 [] 君 では、続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局、御説明をお願いいたします。

○農政係 [] 第3号議案の朗読に入ります前に、今回、利用権設定について、[] 会長、[] 副会長、[] 委員、[] 委員、[] 委員が関係されますので、この後の議案朗読の後に一時退席をお願いいたします。

また、[] 会長が一時退席をされますので、以後の進行につきましては、[] 副会長にお願いしてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）お願いいたします。

〔議案朗読〕

〔 [] 会長、[] 委員、[] 委員、[] 委員 退席〕

○農政係 [] それでは、第3号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は、農業委員会の議決を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回の議案を上程いたしました。

それでは、21ページをごらんください。左上に平成28年度第11号と書かれております。

今回は新規で24件、更新で7件、変更で1件、合計32件の利用権設定の申し出がっております。

それでは、22ページ、整理番号138、貸し手、XXXXXXXXXX、福津市在住、借り手、XXXXXXXXXX、古賀市小竹在住、利用権設定をする土地は、今在家の字石添の田んぼ3筆、新原の字大田町の田んぼ4筆、合計6,455.32平米です。平成29年3月1日から、平成31年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、22ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号139、貸し手、XXXXXXXXXX、古賀市今在家在住、借り手、XXXXXXXXXX、古賀市今在家在住、利用権設定をする土地は、青柳町の字清水町の田んぼ3筆、合計4,346平米です。平成29年1月1日から平成31年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況農業及び利用権設定の内容については、23ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号140、貸し手、XXXXXXXXXX、古賀市新原在住、借り手、XXXXXXXXXX、古賀市日吉在住、利用権設定をする土地は、新原の字高木の田んぼ3筆、合計7,599平米です。平成29年1月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、24ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号141、貸し手、XXXXXXXXXX、古賀市庄在住、借り手、XXXXXXXXXX、古賀市日吉在住、利用権設定をする土地は、筵内の字姪田の田んぼ8筆、合計7,422平米です。平成29年2月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、25ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号142、貸し手、XXXXXXXXXX、古賀市筵内在住、借り手、XXXXXXXXXX、古賀市筵内在住、利用権設定をする土地は、筵内の字宝満の田んぼ1筆、1,878平米です。平成29年2月23日から平成29年12月末まで1年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、26ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号143、貸し手、XXXXXXXXXX、古賀市天神在住、借り手、XXXXXXXXXX、古賀市筵内在住、利用権設定をする土地は、谷山の字恵下の畑4筆、合計1,472平米です。平成29年1月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、27ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号144、貸し手、XXXXXXXXXX、古賀市舞の里在住、借り手、XXXXXXXXXX、古賀市小山田在住、利用権設定をする土地は、筵内の字茶屋ノ本の田んぼ1筆、字坪ノ内の田んぼ2筆、合計2,504平米です。平成29年1月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、28ページの記

載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号145、貸し手、 、古賀市久保在住、借り手、 、古賀市筵内住、利用権設定をする土地は、筵内の字天崎の田んぼ2筆、合計2,837平米です。平成29年3月1日から平成32年12月末まで4年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、29ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号146、貸し手、 、古賀市新原在住、借り手、 、古賀市新原在住、利用権設定をする土地は、新原の字原口の田んぼ1筆、字野口の田んぼ3筆、字高木の田んぼ4筆、合計1万3,695平米です。平成29年3月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、30ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号147、貸し手、 、古賀市米多比在住、借り手、 、古賀市舞の里在住、利用権設定をする土地は、米多比の字小野田の田んぼ3筆、字八龍の田んぼ1筆、合計2,587平米です。平成29年3月1日から平成31年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、31ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号148、貸し手、 、古賀市今在家在住、借り手、 、古賀市今在家在住、利用権設定をする土地は、青柳町の字下井手の田んぼ2筆、合計5,687平米です。平成29年1月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、32ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号149、貸し手、 、古賀市庄在住、借り手、 、古賀市庄在住、利用権設定をする土地は、久保の字田中田の田んぼ2筆、字傍示ヶ坪の田んぼ2筆、庄の字相元の田んぼ3筆、合計4,096平米です。平成29年2月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、33ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号150、貸し手、 、古賀市庄在住、借り手、 、古賀市庄在住、利用権設定をする土地は、庄の字堀ノ内の田んぼ6筆、字供田の田んぼ3筆、合計7,674平米です。平成29年2月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、34ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号151、貸し手、 、古賀市久保在住、借り手、 、古賀市久保在住、利用権設定をする土地は、久保の字森ヶ元の田んぼ2筆、字四反田の田んぼ4筆、

合計4,288平米です。平成29年2月1日から平成31年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、35ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号152、貸し手、[REDACTED]、古賀市米多比在住、借り手、[REDACTED]、古賀市米多比在住、利用権設定をする土地は、米多比の字宮廻りの田んぼ3筆、合計2,899平米です。平成29年3月1日から平成31年12月末まで3年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、36ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号153、貸し手、[REDACTED]、古賀市川原在住、借り手、[REDACTED]、古賀市青柳在住、利用権設定をする土地は、青柳町の字小浦の田んぼ1筆、字汐焼の田んぼ2筆、合計4,052平米です。平成29年1月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、37ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号154、貸し手、[REDACTED]、古賀市青柳町在住、借り手、[REDACTED]、古賀市青柳在住、利用権設定をする土地は、青柳町の字小浦の田んぼ3筆、合計1,527平米です。平成29年1月1日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、38ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号155、貸し手、[REDACTED]、古賀市新原在住、借り手、[REDACTED]、古賀市新原在住、利用権設定をする土地は、新原の字高木の田んぼ2筆、合計6,021平米です。平成29年1月1日から平成32年12月末まで4年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、39ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号156、貸し手、[REDACTED]、古賀市今の庄在住、借り手、[REDACTED]、古賀市今の庄在住、利用権設定をする土地は、薦野の字麦田ノ下の田んぼ2筆、字苦桃の田んぼ3筆、合計4,897平米です。平成29年1月25日から平成33年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、40ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号157、貸し手、[REDACTED]、古賀市今の庄在住、借り手、[REDACTED]、古賀市青柳に事務所がございます。利用権設定をする土地は、青柳町の字狐崎の畑8筆、合計4,514平米です。平成29年2月1日から平成34年12月末まで、6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、41ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号158、貸し手、[REDACTED]、古賀市薬王寺在住、借り手、[REDACTED]

また、解除条件を示した誓約書の提出がっておりますので、読み上げさせていただきます。

誓約書。今般、下記物件に対し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行うに当たり、農地の受け入れとして下記の事項を忠実に履行することを誓約いたします。

- 1、当該地について周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じさせないよう適正に利用します。
- 2、地元水利組合との話し合いには必ず参加し、他の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的な農業経営を行います。
- 3、当該土地の利用について、農業に必要なもの以外は持ち込みません。
- 4、当該土地の利用について、毎事業年度の終了時に古賀市が定める様式により報告いたします。
- 5、上記に違反した場合は、農地の貸し付けによる契約の解除及び古賀市による勧告に従います。

平成29年2月24日、[REDACTED]。

対象地、古賀市新原野口 [REDACTED]、805平米。

整理番号161についての説明は、以上です。

整理番号162から168につきましては、利用権設定更新のため、説明を割愛させていただきます。

整理番号169については、変更の申し出があつており、こちらの件につきましては、1月の農業委員会で審議いただいていた件でして、前回、「平成34年12月末まで6年間の貸し借り」としておりましたが、変更で「平成31年12月末まで3年間での貸し借り」としたいということで申し出があつております。

以上、新規の利用権設定及び変更の利用権設定については、全て地元農業委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 [REDACTED] 君 説明をありがとうございました。

ただいまの3号議案につきまして、どなたか質問はないでしょうか。[REDACTED] 委員。

○委員（12番 [REDACTED] 君） 整理番号138の件なんですけれども、ここでは、借り手の方が [REDACTED] さんですかね。住所が小竹になっているんですけれども、実家のほうといたしますか、本拠地のほうは、青柳なのかなというふうに私のほうは理解しているんですけれども、それで、借りる土地が今在家とか新原になっているんですけれども、こういう場合は、代表するといつか、担当する農業委員は、どちらのほうにいろいろ事前の連絡をされるんでしょうかということをやっとお聞きしたいんですけれども。

○議長 [] 君 事務局、どうぞ。

○農政係 [] ただいまの委員の質問に対して回答いたします。

こちらは、今在家と新原、両方を借りるということになっておりますことから、今在家の農業委員さん、新原の農業委員さんともに署名捺印をいただいておりますので、両方に申し出が必要となっております。

説明は、以上です。

○議長 [] 君 よろしいでしょうか。[] 委員、どうぞ。

○委員（12番 [] 君） 引き続きなんですけれども、一応利用権の設定を受ける立場といますか、借り手のほうの営農状況というのは、どうしても地元の農業委員が詳しいとは思いますが、そういうところの判断はいかがなんでしょうか。この場合は、青柳区が一番その経営状況等が見えるのかなと、ちょっと私なりに考えるんですけれども。

○議長 [] 君 事務局、どうぞ。

○農政係 [] 御本人さんの経営状況を普段地元の農業委員さんはわかっていらっしゃる部分もあるかと思うんですけれども、借り手さんがどこの土地を借りるかということが問題になってきておりますので、貸し借りの関係がどの土地でされているかということで、地元農業委員さんに確認していただくという旨が必要になりますので、借り手さんの所属している場所というよりも、どこを借りられるかで判断をいたしております。

○議長 [] 君 いいでしょうか。ちょっと補足させてもらっていいですか。私も、[] さんですかね、こちらへ私の家に見えられて、どんなお野菜とか、どんなものをつくられるのかを一応詳細に聞いて、また水の状況とか、勝手に井堰等を扱われたら困りますので、そういうところを事前に説明しまして、農業委員の判を押した経過であります。

ですから、地元には、この人が借り手、どなたが借り手とか、もう私から農区長にまた伝えております。こういう人がよそからつくりに来られるということを詳細をちょっと申し伝えておりますので、その点は、小竹に住んでいても了解をとってしておりますので、[] 委員が懸念されるのは、重々わかっているつもりでございます。

以上でございます。

○議長 [] 君 [] 委員。

○委員（12番 [] 君） 後は農業委員会として、従来どおり、借りる方、経営される方の地元のほうの農業委員に対しては、とりあえずそれを重視しないという、それはそれで構わないんですけれども、そういうふうな流れで、それでいいということで実施されていいわけですね。

○議長 [] 君 事務局。

○農政係 [] ただいまの御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、その借りられる土地に対して、地元でもお約束事というのがあるかと思うので、そこがお約束事を借り手さんに伝えることが必要になりますので、所属している地元委員さんよりも、借りられる土地の地元農業委員さんから、ここはこういったルールがあるんだとかということをご指導していただくことが必要ですので、住んでいらっしゃる場所よりも、借りられる土地での地元農業委員さんでも確認作業という意味で、借りられる土地に対しての農業委員さんに署名捺印をいただいているというところでもあります。

○議長 〇〇君 よろしいですか。

○委員 (12番 〇〇君 ええ、わかりました。

○議長 〇〇君 ほかに質問等はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 〇〇君 ないようでしたら、採決をとらせてもらいます。

第3号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長 〇〇君 全員賛成ということで可決されました。ありがとうございました。(発言する者あり)

ここで、10分ぐらいちょっと休みますので、45分まで休みたいと思いますので、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 〇〇君 ちょっと45分まで休みます。

午後4時35分休憩

午後4時46分再開

〔〇〇会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員 着席〕

○議長 〇〇君 それでは、再開します。

○議長 〇〇君 それでは、第4号議案、古賀市農業振興地域整備計画の変更について、
1、計画変更の内容、除外、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係 〇〇 議案の説明に入ります前に、農業委員会の役割について、簡単に御説明を申し上げます。

これは、農業振興地域整備計画の変更という重要な変更に当たり、農用地区域内農地の除外に

については、まずその手続の過程で関係機関に意見を徴する必要があります。

関係機関に古賀市からこのような意見照会があったときに、速やかに回答できるように、そのことも考慮して農業委員会の意見を伺う機会をあらかじめ設けております。

それでは、整理番号5について説明いたします。議案書55ページをごらんください。

55ページ、位置図になります。今回の申出地は、米多比の粕屋警察署小野駐在所の東に位置します丸囲み内斜線部1筆が農用地の除外となります。

今回の申出人は、所有者であります[]氏になります。

今回の計画内容としましては、建売住宅の建設であります。申出人の事業計画によりますと、申出人が高齢となり作付ができず、跡継ぎもいない状況であります。現在、所有している農地については、利用権の設定を行って貸借をしておりますが、高齢のため、将来の資金として一部必要になったため事業計画が出されております。

今回の申出地につきましては、古賀市の都市計画上準都市計画区域、古賀市特定用途制限地域の田園居住地域になります。

議案書56ページをごらんください。計画平面図になります。全体の計画面積としましては、55ページ、位置図の丸囲み内の斜線図1筆、地目が田で、面積合計が1,191平米となります。

計画内容は、建売住宅と前面道路の側溝を新設する計画となっております。前面道路については、計画事業者が工事を行い、事前に境界立会も済んでいると建設課より聞いております。

被害防除の雨水対策については、建売住宅の雨水対策として溜樹に集水し、前面道路の側溝に排水する計画となっております。

生活雑排水については、各区ごとに合併浄化槽を設置し、前面道路の側溝に排水する計画であります。また、外周部分については、ブロックを設置し、土砂対策をいたします。

議案書57ページをごらんください。造成計画縦横断面図になります。A-A'は計画平面図、56ページ、左から右へ記した波線になり、B-B'は右側下から上に、C-C'は左側下から上になります。今回の計画は、切土はありませんが、盛土がA、B、C、波線とも最大で60センチになります。

では、別にお配りしております資料1を見ながら、除外ための5要件がクリアされているか、順にチェックしていきたいと思っております。

資料1の1ページをごらんください。ここでは農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に該当する5つの検討要件が全て満たされているかを確認していきます。

まず、第1号の申出地以外に代替できる土地はないこととなっておりますが、都市計画上準都市計画区域になり、古賀市用途地域による田園居住地域になります。

代替地の検討については、今回の計画について農政係より、農振農用地以外での検討をするように指摘をしておりましたが、代替地については、近隣居住者より承諾が得られないことや農地の広がりがあり、周辺農地に影響がある農地であることを理由に、今回の農振地以外に目的の達成はできないとの検討結果であります。

事前審査会の意見として、代替地の検討で、白地農地での対応ができないかとの意見がありましたが、事前に事業計画者が、隣地居住者に承諾を得るために協議を行いました。隣地居住者より承諾が得られないことを理由に非該当になっております。

次に、第2号の農用地の集団性や周辺農地の支障がないかという点でございます。

資料1の2ページをごらんください。農地区の詳細図になります。農用地の集団性を申し上げますと、農振整備計画で申し上げれば、今回の農振については、北側、東側に農用地の広がりがありますが、平面図で必要最小限の面積で計画しており、農振の広がり除外するものではないことから、当該地を除外しても連たん性は何とか保たれるのではないかと判断しております。

次に、第3号の農用地の利用集積に支障がないかという点につきましては、当該除外地の所有者については、高齢で跡継ぎもなく農地縮小を考えておられます。また隣接地においても、隣地承諾書を受けていることから、当該地を除外しても支障がないと判断しております。

次に、第4号の水利など土地改良施設に支障がないかという点については、議案書の56ページの計画平面図をごらんください。

申出地については現地でも確認をしていただいたところですが、雑排水につきましては合併浄化槽を各戸ごとに敷地内に設置し、雨水、排水についても、宅内の雨水は敷地内の溜槽に集め、前面道路の側溝に排水する予定です。この申し出の際に、地元水利組合長の署名捺印もいただいております。水利関係に支障がないと説明も受けておりますことから、支障はないものと判断しております。

次に、第5号に、補助事業を受けている場合は8年以上を経過していることとあります。除外申請地は、国、県などからの公共投資を受けている土地ではないことから、これには該当しません。

また、6点目に、仮に除外されるとして、転用の見込みがあるかという点も、除外に当たっての隠れた要件としてございます。今回の申請については、農業委員会事務局に確認したところ、事務局では、二種農地ではないかと考えていることから転用見込みがあると考えております。

簡単ですが、説明は以上です。委員におかれましては、ここを農用地区域から除外していいかどうかについての意見をいただきたいと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 ■■■■■ 君 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明を終わりましたので、地元委員さんの■■■■委員さん、お願いいたします。

○委員（16番 ■■■■■君） この件、農振除外の件には、先日、事業者が直接来られまして、こういう計画で住宅を建てたいと。それに対しては除外の申請をしたいということで説明されましたが、委員としては、当然、西側もう市道ですか、そして東側が県道ということで、道を挟んで西側のほうは米多比でございます。それで感じたのは、隣地の承諾はどうなのかということで確認しましたところ、承諾を得ているということで、農振除外はとりあえず除外ですので、じゃあ検討しますという状況です。

以上です。

○議長 ■■■■■君 ありがとうございます。

ただいま地元委員さんの説明は終わりましたので、何か御質問がありましたら。——何かないですか。現地視察に行かれた後、見られたと思いますので、その辺を含めた中で話をしてもらえれば助かります。

事務局、ようございますか。この検討事項の1号で、代替地がないということですが、本当にないんですかね。はい、事務局。

○農政係 ■■■■■ ■■■■■会長の質問に対してお答えいたします。

代替地については、名寄帳を一応提出していただいております。このほかに、山林等、住宅等がございましたが、実際この代替地については、現在の場所ではなかったと事務局では判断しております。

以上です。

○議長 ■■■■■君 何かないですかね。■■■■委員。

○委員（6番 ■■■■■君） 今、薦野区の農業委員の説明、隣地の承諾を得た。この56ページの建屋についての隣地の承諾で、市道、県道に囲まれて東側は農用地ですよ、ずっと。現地を見たところ、この4棟が建ったときに、その上のビニールハウスの方、現在は農業を営まれている方も、当然自分の土地かどうか知らんぼってんが、そっちの承諾とかもある。農業者としては。

○委員（16番 ■■■■■君） はい、隣地といったのは、そのハウスの所有者でございます。

○委員（6番 ■■■■■君） 道を挟んどってこっちは関係ないですよ。その住宅。

○委員（16番 ■■■■■君） そうですね。はい。

○委員（6番 ■■■■■君） はい、わかりました。

○議長 ■■■■■君 何か。はい、事務局。

○農政係 ■■■■■ ■■■■■委員の説明に補足させていただきます。

今、■■■■委員が言われましたように、ビニールハウスについては、隣地承諾書によります。また、この計画平面図でいいますと、左側。左側につきましては、御主人の所有地になります。

以上です。

○議長 [] 君) ほかに何かないですかね。はい、 [] 委員。

○委員 (10番 [] 君) ここを現地に見に行つたときに、代替地らしいものを見たじゃないですか。見たじゃないですか。ここでその位置等をどうしようか、説明を聞いたつもりですけど、ほかの委員さんは疑問は持たれんとですかね。

というか、その代替地がないというよりも、余りそこを利用できない理由らしきものはやっぱり聞きましたけど、そこを詰めてわざわざその農振農用地を度外視するよりも、そこを何とかそちらのほうを利用してもらうわけにはいかんとですかね。方法はないですか。

○議長 [] 君) はい、事務局。

○農政係 [] [] 委員の質問に対してお答えします。

中野委員の言われている部分、代替地、一番最初に見てきた白地の代替地のことだと思いますが、こちらのほうにつきましては、先ほどちょっと説明のときに申し上げましたけど、隣地居住者の承諾を得ておりません。実際、5要件の判断の留意点としまして候補地の検討については、農業関係上の影響や周辺農地、また集落等の影響も検討したことと考えております。

このことを考えますと、今回、承諾を得ないものと考えますと、第一候補地については、該当しないと事務局では考えております。

以上です。

○議長 [] 君) [] 委員、今の説明でよろしいですか。

○委員 (10番 [] 君) 何かしっくりせんとですけどね。それで、その代替地がないというふうに判断するわけですかね。

○議長 [] 君) はい、事務局。

○係長 [] [] 委員の言われてある、今、代替地の検討の基本的な考え方だと思うんですけども、隣接のその承諾という部分で、今回そこが得られていないというところで、当然申請者のほうは、検討はされています。だからそこは承諾を得られていないというところで、今回代替地の候補にはなっていますけれども、そこを除く、要は代替地としてはならないというふうな判断でもって、事務局は申請を気持ちよく受けるというところに至ります。

したがいまして、承諾が得られていないというところが、その代替地の一つの現行の最後、材料となっているというところではございますので、そこも踏まえて、今回は候補から外しているという形になります。

以上です。

○議長 [] 君) [] 委員、今の答えでいいですか。

○委員 (10番 [] 君) いや、隣地の承諾って、本当悪く言えば、逆に意図的に、じゃ

あ隣地の承諾を得られなかったからといって、代替地があるにもかかわらず隣地の承諾を得られなかった。故意にそういうことをすると、そこからその代替地から外せんということですよ。

○議長 [] 君 はい、事務局。

○係長 [] そういったことも、実際あるのかないのかというところは、事務局でもそこまでの確認はしていません。実際、申請者のほうから、この申し出のある中で、当然そういう隣接の承諾の部分も必要だということは、事務局のほうから言っていますし、それでもって承諾を得られなかったというふうな事実を記載した件の除外を出されておりますので、それに対してもう承諾は得られないというふうな判断を事務局ですることになります。

○議長 [] 君 はい、事務局。

○係 [] 今回の経緯について、この農振が先か、白地のほうが先かというちょっと論点になってきていますので、今までの御相談がありました経緯を簡単にかいつまんで御説明させていただきますと、もともと先ほど代替地ということで、市のほうから農政系のほうから説明がありました白地農地での相談というのが、昨年から私のほうにあっておりました。

そして、こちらの白地農地のほうで検討していったところ、最終的に水利関係の承諾及び近隣の承諾が取れなかったということがありまして、その後、別の土地で何とか住宅建築ができないかというところで、今回の農振の除外の相談があったという流れがありましたので、ちょっとこちらだけ簡単に御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 [] 君 大変申しわけないんですけど、代替地のもともとあった地区の米多比地区になりますかね。この農業委員さんにどういういきさつでそうなったか、ちょっとお聞きしてもよろしいですか。皆さん、要らんですか、そこは。委員会で何かはっきり決めてもらえば、私も気が楽ですけど。

○委員（2番 [] 君） もう返答がないから、いいじゃないですか。

○委員（6番 [] 君） 何ばを聞くんですか。

○委員（2番 [] 君） もう返答がないき、聞かんでいいじゃないですかね。

○議長 [] 君 ただ、事務局にちょっと聞きたいんだけど、今まで農振農用地を外した経歴の中において、代替がないのはわかるんです。ただ、基本的に分家住宅とか関係で外したのがほとんどなんですね。これは、あくまでも土地の開発になりますから、開発条件で、なら農振を外していいかという問題になるよね。その辺は、結局この検討事項の1号になってくると、おかしいんじゃないかなと思うんです。はい、事務局。

○係 [] ちょっと私が、事務局のほうになるので、私が答えるのが適正か不適正かというところはあるとは思いますが、基本的に農振の除外については、もう当然農地転

用もそうですけれども、その理由のいかんというところがポイントになるということでは、決してございません。

特に農振につきましても、例えば市の要綱とかで、もうこういった目的ですから除外させないというふうなのをつくっておれば、別の話にはなりますが、その用途を定めておりませんので、過去の農振の除外でのこの開発案件というのは、実際に上がってきているところでございます。

よって、分家住宅だからいいとか、住宅開発、基本的に建売住宅だからだめ、開発を伴うからだめということでは決してございません。その目的、面積等もございますけれども、そこをおいておいて、まず市として、ここを農振を除外していいかどうか、この計画を変更していいかどうかというところからスタートをするものではないかと、事務局としては認識をしているところでございます。

以上です。

○議長 〇〇君 〇〇委員。

○委員（10番 〇〇君） 5要件を満たしているから、このテーブルに上がっているということですよ。

○議長 〇〇君 はい、事務局。

○係 〇〇 ちょっと私のほうから御説明をさせていただきたいと思いますが、まず、こういった目的でこういうことをやりたいんですけれども、農振の除外ができますかという申し出が最初に農政係、市のほうにあるという流れになっておりますが、その内容を精査した上で、最終的に、じゃあこの場所が全ての要件を満たしているから、農振を除外していいかということ市が判断して、実際農業委員会の場にテーブルとして上がってくるといった内容になっております。

よって、5要件を満たしていればいいかという、まず市として、その全体的な計画が認められるのか、その上で5要件を満たしているから、テーブルに乗ってくるといった流れでございます。

以上でございます。

○議長 〇〇君 〇〇委員、どうぞ。

○委員（10番 〇〇君） だから、しっくりせんのは、代替地の件ですよ。しっくりしないのは、そこがクリアせんのにこのテーブルに上げていいんですかという。

○議長 〇〇君 はい、事務局。

○係 〇〇 これはちょっと農業委員会事務局側でお答えさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、白地農地の転用について、さきに相談がございました。そして最終的にそちらの案件が、結局隣地の同意がとれなかったというところで、白地農地の転用ができない。これは、いろいろさまざまなそのお隣の方でありますとか、そういった方の状況がありま

すので、事務局としては、例えば同意書がないから上がってきたものというのは、やはり古賀市としても、隣地の承諾であるとか、そういったところを重要視しておりますので、それが無いのに当然転用を受け付けることができない。

よって、その計画等について、最終的に精査された結果、白地農地の部分が転用できないので、農振の除外のほうにいったという流れではないかというふうには考えております。

よって、代替地の整理と申しますか、逆にその白地農地のほうができない理由があるから、農振のほうに行ったという流れではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 (黒田君) 委員、今の答えでよろしいですか。

○委員 (10番 黒田君) いや、まだしっくりせんですね。

いや、代替地をどうのこうのとか、その代替地に対するその判断ということもあるかもしれませんが、それがクリアできるかどうかというのは、私たちには全く関係ないですよ。だから、そこがもやもやとした中で、今、農振農用地のこの除外が上がっていると。もやもやした中で判断していかにかいかなら、判断の仕方は一つしかないことになると思うんですけど。

だから、これを例えば、これで採決をとるならば、私の答えははっきりしているんですけど、ほかの委員さんも、きちんと判断する材料にこれが今きちんとなっているかどうかということですよ。私が言うことに対して疑問を持たれる方も多分あるかもしれませんが、私はそこらで何かすっきりせん感じですね。

だから、単にこの農振の除外、この件、案件だけを考えるならば、ほかのことも考えてあげる必要は全くないと思うんですけども、それだけを考えればいいわけですよ。ですよ。この代替地は、どうこうということは別にして、ここをクリアできる可能性もあるかもしれない。解決する方法もあるかもしれないですよ。

だから、そこまでは親切にいろいろ考えてあげる必要はないという。それも農家に対しては、農家を生かすためにそのいろんな事情がひょっとしたらあるかもしれんですよ。それだったら、その農家を生かすためだったら、そのほかの代替地のことまで本当は考えてあげてもいいんじゃないかなと思うんですよ。ただ、農地を守る考え方をすると、こういうふうなグレーきたら、これは判断をしにくくなってくるっちゃんないですかね。どっちとも私たちは、農地を守る、あるいは農家を守るというそういう立場からするとですね。

本来なら親切にもっと掘り下げて、きちんと目的がなせるように——地権者にですよ。目的がなせるように、いろんな手段なり、その方向をなりを考えてあげるというのも、ひょっとしたら私たちの使命じゃないかなとは思いますが。

○議長 (黒田君) はい、事務局。

○係長 [] 今、[]委員さんが言われるとおり、基本的に窓口で相談に最初に来られたときは、当然こういった宅地の開発の関係、特に市街化区域が最初でできなかったというふうな話ですね。後は、白地農地というふうな形のもう最後の最後の手段として、当然このお話の部分というのは出てくるというところになります。

代替地の検討という部分に、今言われているしっくりこないと言われている部分というのは、恐らく隣接の農地の承諾が得られないことがその理由にはなるんだろうというふうなところで、今、疑問を持たれてあるところだとは思いますがけれども、あくまでも昨年も説明をしておりますけれども、白地のほうでは当然できないとかというふうな話をこちらのほうからしている中で、その承諾が得られないから転用の見込みがないというふうな流れが一つあっております。

その中で、申請者が持たれてある自分の土地の範囲の中で探したところ、もう最終的な適地として、今回申請を上げていますこちらの申請地しかないというふうな最終的な結論が出た中で、要件を満たすかどうかというところで、事務局で審査をして今回審議を上げていているというふうなところになります。

以上です。

○議長 []君 はい、[]委員。

○委員（10番 []君） この農地の除外だけの案件で上がっているのだったら、ここだけを判断すれば私はいいと思うんです。だったら何であの代替地、白地、あれを何で見せたの。見せたでしょう。（「はい、わかります」と呼ぶ者あり）あれを知らなかったら、代替地があるかないというのは私たちは判断がつかんし、代替地はないですよと言うとけば、何も疑問を持たんかもしれん。あれを見せたから、だからあそこにあるのに何でっていうことにならんですかね。あれはクリアできんとかいうことにならんですかね。

○議長 []君 はい、事務局。

○係長 [] 今回、その代替地を現地のほうで見ていただいとすることは、事前審査会のほうでも実際現地を見た中で、それは私たちのほうが確認していただいているところではあります。

27年の4月に今の申請地の道路を挟みまして、横に転用申請があったというふうな一つの流れの中で、確認が必要だというところで現地になったというふうな経緯はあろうかと思えますけれども、こちらの代替地の検討については、当然、名寄帳をとって、自己所有地の中に、ほかに転用できるものはないのかというふうな確認は当然しておりますので、その中での一つ過去の経緯を踏まえての形で見ていただいたというところの流れにはなっております。

○委員（10番 []君） 今回初めてやったときに、ああいうふうに代替地らしいところを見せられたの。今までの案件の中でも、それは私たちは名寄せ何かわかりませんが、そ

うことに類似したことが多分あったっちなかろうかと思うんです。今回に限りああいうところを見せたか。そこが引っかかるんですよ。あれを見とらんだったら判断は簡単ですよ。何であれが、あの代替地が隣地の承諾をとれないの。隣地の承諾が100%ですか。

○議長(君) はい、事務局。

○係(君) 農振の除外及びこの農地の転用、そして開発行為、全て合わせてでございますが、必ずしも法的に隣地の承諾が必要であるということではございません。しかしながら、やはり隣地の承諾、例えば水利関係の承諾というのがなくても転用等はすることは可能でございますけれども、それはやはりそういった声が仮にその白地農地等で行われた場合に、やはり地元との軋轢を生んだり、またはお住まいになった方がトラブルが起こることがございますので、そういったことを防ぐためにあくまでお願いという形で隣地承諾をとってきてくれという、例えば農転で申し上げますと、農地の隣接地のアンケートという形でとってきていただいているところでございます。よって、必ずしも必要添付書類かと言われると、必要添付書類ではございません。

以上です。

○委員(10番 君) いや、だったら審議に入りよね、それね。その行為はね。審議になる場合があるね。今の地域において。

○議長(君) 委員。

○委員(15番 君) 資料1のこの5要件なんですけれども、例えば、第1号ですよ。ちよっと申し上げますけれども、土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であるということなんです。物すごく抽象的な表現なんですね。何が適当なのか、何が必要なのかというのは、具体的なものがない。

その右側の検討内容という欄に、事務局がいわゆる回答が必要です。そういうものを書いていて、これで本当に適当なのかというのを、非常にこう疑問ちゅうか、客観的にわからないんですね。僕らから見ても。

例えば、農振農用地を横に建屋立てますと、ぼんと、例えば二階建ての建屋立てますと、そうしますと、住宅地がそこに建った場合に、朝日が当たりません、あるいは南側やったら、もろに太陽が当たりませんか、あるいはそこに消毒をする場合に、当然ながら苦情なりが出てきますとか、いろいろさまざまな、農業をする場合に出てくるわけです。

そういった場合も含めて、この適当という言葉が、どういうレベルで適当と見るのかというのを、いろんなところの法律というのは、詳細というものがないものだから、つかみようがないなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○議長(君) 事務局、何か答えはないですか。はい、事務局。

○農政係 [] 委員の質問に対して回答します。

事務処理必携の中に、先ほど言われています必要かつ適当である農用地以外——「必要かつ適当」であるという文言があるんですけど、実際、この必要かつ適当というのは、土地の情報に関して、農用地の利用をすることに具体的な転用計画があるとか、その辺農用地以外用途に特に除外するものではないこととか、後は面積等から見て除外が課題ではない農地であるとか、これらは事務処理要領に明記されております。その中の一つの中にも、実際に承諾というものも含まれていると考えています。

以上です。

○議長 [] 君 [] 委員、ようございますか。

○委員（15番 [] 君） そもそも住宅が建ってから、いろいろ文句、苦情を言うたってもう遅いわけですよ。だから朝に草刈りしますよと、その住宅の方、隣接住宅、いや朝はうるさいからやめとってくださいよとか、いろいろ出てくるわけですよ。

いろいろ文言を考えると、適当という言葉が本当に現場サイドの適当なのか、あるいは単なる紙面上の適当なのか、非常にちょっとわかりにくいというふうに思うわけですね。だから、その辺のところ、古賀市としては、現場サイドの適当ということの考えではないという立場で考えているのでしょうか。

○議長 [] 君 はい、事務局。

○農政係 [] 委員の質問に対してお答えします。

必要かつ適当というのの適当という判断基準だと思うんですけど、適当というのは、先ほど申しましたように、必要最小限の面積から見て計画がなされているという部分での適当であったり、農地転用の見込みがあるという部分での適当と考えております。

以上です。

○議長 [] 君 ようございますか。

○委員（15番 [] 君） よくわからん。

○議長 [] 君 一つ事務局に聞きたいんですけど、この申請者さんの年は、幾つになっているんですか。

○議長 [] 君 はい。

○農政係 [] 会長の質問にお答えします。

正確ではないんですけど、80か81歳ぐらいになっている——83歳。多分83歳であります。

○議長 [] 君 では、もうこれで引き継ぐ人はおらんわけですか。まだ、後継者といえますか。

○農政係 [] 高齢のお母さんと本人、お二人暮らしなので跡継ぎはいません。
以上です。

○議長 [] 君、わかりました。ありがとうございます。（「お母さんは90何歳」と呼ぶ者あり）はい。

○委員（12番 [] 君） この中で、1号の検討内容の中に、最後のほうに、都市計画法等については、特定用途制限地域で田園居住地域と確認済みであると書いてありますけれども、ちょっと具体的な言い方でわからないんですけど、説明をいただければと思います。要するに田園居住地域というのが、将来的にはもう居住するための家とかそういうのはオーケーで、それが今建たないのか。ただし将来的にはもう結局そういう居住の家がふえていっても、仕方ないねというふうな意味合いなんですか。ちょっとその辺をよろしくお願いします。

○議長 [] 君、はい、事務局。

○農政係 [] 特定用途制限区域の中で、2区域ありまして、調整区域等、都市計画区域外のところを特定用途制限区域というふうに考えてあるんですけども、篠林のところの物流団地、こういったところ、筑紫野古賀線の付近にあるところについては、規制が比較的緩和されているところなので、それが物流団地とかというふうなものが建てられるようになっているんですけども、筑紫野古賀線沿線地以外のところでは、こちらに記載されているとおり田園居住地というところになっておりまして、比較的に住居が建てやすく、人が住まわれる土地ということで規制がちょっと厳しくなっているところなんです。

要は、住居以外の工場だとか、そういったものに対する規制はありますけれども、居住地区と比べて戸建て住宅を建てられる地域にはされておりますので、戸建て住宅の建築については、規制がされていないようなところになっております。

○議長 [] 君、もう一つちょっと聞きたいんですけど、ここは、要するに農振農用地が入るとるんですけど、基本的な区域が入っている集積の問題で、隣の人がその農地を借りてふやそうという気はなかったんですか。その辺の利用はなかったんですか。話は、はい、事務局。

○農政係 [] 隣というのは、ビニールハウス側でよろしいんですか。

○議長 [] 君、そういうことですね。（発言する者あり）はい。

○農政係 [] 君、隣の方からの集積ということについては、聞いておりません。

○委員（6番 [] 君） 買いたいって言うことやろ。

○議長 [] 君、いや、借りるで。利用権で。はい。

○農政係 [] 利用権等で、隣の方、ビニールハウスをお持ちの方が利用権を設定していくという部分は、その横に土地はあるんですけど、中間管理機構等での話は別にありません。

○議長 [] 君、ただ、基本的に人・農地プランでいろんなことをやりながら集積集積

と言っている中において、これは外すことによってそこから外れる、農振農用地になったから外れてしまうと、もったいないなという気持ちがするんですけど、ただ、もうこれ案件もここまでの話の中身を見てもうあれですし、基本的に言われるとおりの、代替地が扱えないということの頭に置いておけば、取りまとめとしては、いろんな条件が付いてやぶさかでもないか、農業委員会の苦渋の判断として、やぶさかじゃないなという判断しかできんと思うんですよね。

認める、認めんとは言いきれませんが、この案件は、致し方ないんじゃないかという判断しか、私の考え方ができんんじゃないかと思いますが。まとめる側は。

○委員（10番 君） その判断の中にいたし方ないというのは、多分あるんですね。

○議長 君、 はい、事務局。

○係 君、 ちょっと事務局の立場としてお答えいたします。

基本的には、農振農用地というのは、守るべき農地、それ以外の白地農地も当然農地でございますので、先ほど係長が申し上げましたとおり、基本的には市街化区域が先、そしてその後、三種農地、二種農地、一種農地、甲種農地という形でございますので、基本的には守るべき土地ではございますが、それを転用及び除外等をする場合には、農業委員会としては、もう毎回でございますが、やむなく転用したり、やむなく除外をしているというところでございますので、会長の言われるその致し方ないという意見については、事務局としては、異論はございません。

以上でございます。

○議長 君、 委員。

○委員（10番 君） その判断の中で、先ほども年齢とか聞かれておったみたいですが、個々のやはりいろんな問題があると思うんですよね、農家に。本来はそういうことも加味しながら、当然検討していかにかいかんと思うんですよ。本来ならね。

ところが、私たちに与えられた使命というか、そういうのから見ると、そこを判断の中に入らんとらん。一つの基準をずっとつけて、こういう基準の上乗せになっていて、これは余りにもひどい話ですよ。だったらやはりこういうふうやってから、過去にそういう同じような案件で、それが大きくわかり合えんやっただか、そういうこともあるし、今回みたいに年齢からしたら、これはもういたし方ねって、その農業ができん、後継者もおらん、農地はやはり地権者の希望どおり利用されることにしたのか、本来は今の農家を守るためにはそうしていかにかいかんかもしれんですけど、その事情があるからこう、事情がないからだめという判断の仕方が、この本当だったらうそになるだろうと思いますよ。これをしたら、もう全てパスです。全て。

私は、冷たい人間ではないですよ。そんなことを言ったらもう鬼みたいに思われるかもしれませんが、やはりその判断を間違えんためには、私はそこを加味していいかということというのは、やはりきっちりしとかんにかいかんと思うとですね。

○議長 〇〇〇君 はい、事務局。

○係 〇〇〇 では、私のほうから御説明させていただきます。

確かに今、委員がおっしゃいましたとおり、個別具体の事情というのは、ところどころ案件案件で違うところがございますので、あくまで計画及び立地条件等、その他法令に遵守しているかどうかというところがポイントでございますし、そこを見て判断していくべきではないかという

〇ふうには思っております。

〇以上でございます。

○議長 〇〇〇君 ようございますか。

○委員（10番 〇〇〇君） いや、しっくりこんですね。

○議長 〇〇〇君 はい。

○委員（11番 〇〇〇君） 一番問題は、隣地の承認が得られないという話だと思いますけ

〇れども、隣地の承認が得られないという中にも、条件を付けるか、承諾できるとかできないとか

いう条件付きの部分があるのかなと思います。それも全く受け付けないぐらいがあるかとは思

いますけれども、その辺はどうなんでしょう。条件付きということの承認というのは、そういう

〇検討余地もないのかなと思いますが。

○議長 〇〇〇君 はい、事務局。（発言する者あり）

○農政係 〇〇〇 条件付きの候補地の選定になりますが、一応農振農用地の計画の申し出があった際には、5件ではなく、候補地としては該当しなかった、承諾を得られなかったという

ことで聞いておりますので、該当地には非該当ということで判断をしております。

以上です。

○議長 〇〇〇君 はい、事務局。

○係 〇〇〇 その辺ちょっと 〇〇委員に逆に御質問をさせていただきたいんですが、今の御質問は、今回のその農振の除外についてに条件に付してという意味でしょうか。それとも白地農地、いわゆる農振農用地外の農地に条件を付けて転用はどうかという御質問でありましたでしょうか。

○議長 〇〇〇君 はい。

○委員（12番 〇〇〇君） 白地という土地で隣接のお宅が、先ほど聞いた話の中では、日照権の問題とかありましたけれども、日照権であれば、ある程度の距離を置けばいいとか、そういう条件が付いてくるかと思っておりますので、その白地という土地に対しても、条件を付けられてもいいわけですね。

○議長 〇〇〇君 はい、事務局。

○係 〇〇〇 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

基本的に今回のその白地農地のほうにつきましては、なぜその高さの問題が言われたかと申し上げますと、乗入口が1カ所、農道——まだ整備はされておりますが、狭い農道のほうは、本日現地で見られたと思います。

こちら側からしか乗り入れができないために、まず道路幅に合わせる必要がございます。それによって、日照権と言われている西側のお住まいの方からの高さは、まず造成の段階で2メートルあっております。そして、その2メートルの高さから、平屋ごとで、例えば二階が残っていても6メートルほど上がりますし、平屋であっていただきますれば3メートル以上、上がるというところでございますので、その高さがあるので、不可能というふうに言われたというふうに聞いております。

よって、今回の場合は、なかなかその条件を付けてということでの回答は、2メートル、3メートル上がったとしても、5メートルの高さが上がってしまいますので、そのあたりをおっしゃっていらっしゃるのではないかというふうに推測されます。よって、条件ではなかなか難しいのではないかと判断します。

以上です。

○議長（■■■■君） ようございますか。ちょっといろいろありますので、一旦ちょっと休憩に落としたいと思います。

午後5時40分休憩

午後5時50分再開

○議長（■■■■君） それでは、再開したいと思います。

何かほかに御意見はないですかね。（発言する者あり）次もあるので、この案件に関しては、農業委員会は、あくまで除外するか、せんかの意見の提案でございますので、当委員会としては、もうまとめたいと思いますが、ようございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、農業委員会としては、最終的には、やむなく除外は認めるが、今の前の代替地である白地農地の転用にするについては、今後の検討が再度必要ではなかろうかと思いますが、そういう形でまとめてようございますか。

○委員（2番 ■■■■君） 継続承認。

○議長（■■■■君） 継続じゃないです。

○委員（6番 ■■■■君） 意見調整。

○議長（■■■■君） はい。

○委員（2番 ■■■■君） 意見書……。

○議長（■■■■君） 基本的に農業委員会の意見書ですから、あくまで。そういう形でようご

ございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、最終案を出させてもらいます。

当農業委員会としては、最終的にやむなく除外を認めるが、今後の白地農地の転用の今の白地農地がある中における転用の可能性については、今後の検討が必要じゃなからうかと思っております。この除外を認めたいと思っておりますが、認めるの意見で出したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

○委員（10番 ■■■■■君） ちょっと。というのは、必ずしもこの除外で。

○議長（■■■■■君） まあそういうことになるね。

○委員（2番 ■■■■■君） 意見書のことですよ。意見書で決めているんだから。

○議長（■■■■■君） 意見書で。

○委員（2番 ■■■■■君） 今後よ。今後。（発言する者あり）事務局の案件。そうよ。

○議長（■■■■■君） だから、最終的には農振協議会があつてここが。

○委員（2番 ■■■■■君） 農振協議会がまたどねえなるかわからんし。当然、そうです。

（発言する者あり）いいか悪いか決めて。（発言する者あり）ぼつてんですね。進めるか。うん、意見やけね。進めないと。

○議長（■■■■■君） そういう形でいいかどうか、採決をとりたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■■君） では、先ほどから何度も話しましたように、最終的にはやむなく除外を承認するが、今ある白地農地に対して、今後の転用に対する検討が再度必要じゃなからうかと思っております。そういう形でよろしいですか。

○委員（4番 ■■■■■君） ちょっといいですか。

○議長（■■■■■君） はい。

○委員（4番 ■■■■■君） 今の会長のお話の中で、認めるというのが前例の答えがあつて、そしてここで賛否をとるといふことになりや、例えば反対されても答えがもうこの案件については認めるということになるわけでしょう。

○議長（■■■■■君） 農業委員会としては。

○委員（4番 ■■■■■君） それがおかしいと思ふんですよ。だからやはりここで十分審議をして、そしていいか悪いか皆さんこれどうですかというふうな形をとってもらいたいというふうには思ふんですがね。だけど、答えはもう認めるという答えが出ているでしょうが、だからそれやったら、みんなもう賛成しかならんすたいね。私はそういうふうには思ふすたい。

○議長（■■■■■君） 今の■■■■■さんの意見もありましたが、どうですか。おっしゃられた基本的に継続審議にするか。再度。時間も経つていますので。

- 委員（2番 ████████君） 継続審議ね。落としどころが出れば良いばってん。
- 委員（16番 ████████君） これ賛否はどうですか。
- 議長（██████君） だから継続審議であれば、その賛否……。
- 委員（16番 ████████君） いや、賛否は満場一致ということですか。
- 議長（██████君） でもないと。
- 委員（16番 ████████君） 多数決。
- 議長（██████君） 多数決です。先ほども何遍も言うように、あくまで農業委員会は意見ですから、認めざるを得んのじゃなかろうかという形で質問をされるか。再度もう一遍考えてもらって継続審議して。
- 委員（6番 ████████君） 考えたって一緒でしょう。
- 委員（2番 ████████君） 私も意見ないです。
- 委員（6番 ████████君） この1番目のところの、さっきから言いよんしゃるごと、適当と判断されるということがあるとかって、書いてあるけんくさ。
- 議長（██████君） 確かにそうなんです。
- 委員（6番 ████████君） だから結局は代替地のところ、土地利用が……。
- 議長（██████君） もうできんですかね。
- 委員（6番 ████████君） どない考えたって、この建設事業者とかには、今回から言われんちゃろうばってんな。その施主が言いよるっちゃろうばってんたい。その辺は年をとっとるけん言われんとでしよう。
- 議長（██████君） 年は関係なかろうと思いますがね。
- 委員（6番 ████████君） 物を言い切れんちゃろう、ばってんが。
- 議長（██████君） 事務局で何か判断がありますか。（発言する者あり）はい、事務局。
- 係長 ████████ 今の████委員の御意見ですけれども、その点、この最初の申請というか、申し出が上がっているときには、地権者のほうと、あと今回の事業計画の実施をする業者のほうでの話し合いというのは、当然されてあるというふうに認識はしております。
- 以上です。
- 議長（██████君） どうしますか。基本的に意見ですから——先ほども言いましたように意見ですから、農業委員会としては、やむを得ないという形で出すかですね。はい、事務局。
- 係 ████████ 事務局側の意見でございますけれども、例えば、仮に皆さんの中では、最終的には認めるよということであれば、条件としては農振の除外については認めるが、仮に農振除外後に白地農地の転用が可能になった場合は、再編入すること、こういった条件を付すことは可能かなというふうには思っています。あくまでちょっと一参考意見として聞いていただければ

というふうには思います。（「再編入」と呼ぶ者あり）

○議長（██████君） 今の説明でしょう。青色。

○係 ████████ じゃないです。

○議長（██████君） じゃないと。

○係 ████████ はい。例えば、今回、皆さんが最終的には農振除外は認めるけれども、今後は例えば地元もしくは近隣の、今ちょっと日照権のことは言われている地権者の方との最終的には同意がとられる場合は、当然そちらの転用をして、今の今回審議に当たっている青地農地を再編入することといったような条件としては考えることはできるかなというふうに思っています。ただ、先ほど申し上げましたとおり、造成の高さの問題があるのに、そこができるかどうかというのは、なかなか難しい部分があるかなとは思いますが、そういった意味での、例えばでは、では青地農地のほうが今回除外化されて、白地農地のほうが新しい別の計画で、あるいは例えば通ったということになると、二つの農地を失うことになりますので、そういった考え方も可能だというふうには思います。

○議長（██████君） ████████ 委員。

○委員（6番 ████████君） 転用事業者。転用事業者で申請するちゃろう。代理かなんかで。

○議長（██████君） 業者がですね。

○委員（6番 ████████君） 業者が。今のところに建てたら、地上げも2メートルも3メートルも上げんでできると、転用業者は、売れんじやろうな。

○委員（10番 ████████君） 私から言えば、業者の立場からすれば今の農振を外して、今の申請地のほうが、それは楽に簡単に。

○委員（6番 ████████君） それは楽ですね。

○委員（17番 ████████君） 経費が安い。

○委員（6番 ████████君） こっちにこれだけ入ってくるやろう。造成分が。

○委員（10番 ████████君） 代替地でもどうかしようとするならば、本来ならば、業者がきちんとできんことはないと思うけど、こういって、この業者はマイナスでね、今までもこんなことばかりで全部許可しているんじゃないかもわからん。

○委員（6番 ████████君） だからすぐ売れますよな。あそこはようけ建てたほうが。ここへ裏側からしか、北側からしか入ってこれんごとある土地ですよ。いたらんことかもしれんけど。

○議長（██████君） はい、事務局。

○係 ████████ 一応どういった内容であるかということだけ、簡単に御説明しますと、こちらの計画図、ちょっと56ページは、済みません、ちょっとわかりにくいですね。位置図の55ページを見ていただきまして、██████番と書いてあるところを今回の申請地、そしてこ

の道路を挟んで向かい側の既存宅地になっているところ、そしてその左側の一枚のところ、もともとの白地農地でございます。

こちらに住宅の計画をする場合は、先ほど申しましたように、この道の狭い前面道路側に引き込みをしないとイケないので、必ずつくりが旗竿という形という形になってしまいます。いわゆる旗の形になったような引き込みをつくってという形になってしましまして、造成が、先ほど2メートル上げるというのは、必ず南側及び西側に向けての造成が必要になりますので、そこで引き込み道路をつけて、または水の流れの方向から考えますと、もともとのこちらの白地農地の計画では、前面道路側の水路という形になっております。

なかなか残りが四方が民地に囲まれてしまいますので、水利の確保の面で道路側溝側に出さざるを得ないという計画でございますので、高さの関係がどうしても道の高さにあわせると、一番低くても南西側が最大2メートル高くなるといった理屈でございます。よって、その辺の計画変更が非常に難しいという内容でございました。補足で御説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かないですかね。だから、基本的に先ほど言いましたように、ここでやむなし、もう除外をやむなしという形で認めるか、再度考慮するために継続審議にするか、どちらかにしてもらいたいと思います。

○委員（10番 君） これ簡単に結論を出すことができんこっちゃなかるうね。代替地を考えると、これは開発できんよね。今後。

○委員（19番 君） できんよね。

○委員（10番 君） まずできんでしょうが。

○委員（19番 君） うん。

○委員（10番 君） これは地権者が困ることになる。

○議長（ 君） はい、事務局。

○係 現在と同様に住宅地の計画であれば、不可能であるというふうな認識を持っております。

○委員（10番 君） それはそれ。心情的には、もうどうかしてあげたいけど、これはもう少し考える、そういうことを業者に売らにゃならんと考えるそういう時間が、果たしてここで継続審議でいいんじゃないですかね。採決取ってもいいですけど、答えで、そういう採決で出しているものだろうかと思うとですよ、こういう。今からの判断に物すごい大きく関係するものですよ。

今から高齢化なんて、同じような立場の人がどんどんふえてくるわけですよ。そしたらこれは

やむなしやむなしで全て片づけていいものかどうかって。最大の方向というのは、事務局なり何なり、スペシャリストがおるなり何とかというのは、この協議を上げる前、そういうことはちゃんとしてあげるがはいちやなかるうかと思えますけどね。(発言する者あり)

○議長(君) これだけ意見がまとらんかったら、やはり継続審議しかないんじゃないですか。はい、事務局。

○係(君) 仮に継続審議に落とす場合は、こういった形で継続審議に落としますというものを残していただく必要がありますし、事務局としても事業者等に説明する必要がありますので、その理由の部分をはっきり示していただければというふうに思っております。

○委員(10番 君) その代替地は完全にアウトというそういう判断が私はできんけん、言いよるとですよ。完全にアウトだったら当然仕方ないです。まだ何かあるっちゃないか。これ思うから採決できない。

○委員(15番 君) 私も。

○議長(君) はい。

○委員(15番 君) 多分今回のこの事例が、一つのもう出発点だと思うんですね。このまつの凡例といいますか、事例で、じゃあ今後も農振をかけた土地が開発でどんどん出てくると。もう同じような事例であれば、基本的に前例があるので、前例を踏襲しなさいというのも大事なことになると思うんですね。その辺のところを含めると本当に今日いただいたこの資料1、これはじつと読んでみて、皆さんわかるかな。本当にこれだけという言葉の判断基準というのがないんですよ。

ですから、詳細というものが古賀市にあればいいんですけど、多分ないんだろうと思うので、それでかなりこれ非常に作文に近いレベルの内容ですから、もうここで決めてしまえば、簡単に今日決めてしまえば、もう後は何といいますか、出れば然りという答えになってくと思うんですね。その辺のところを含めて、皆さん、十分決断されればいいと思います。

○議長(君) はい、事務局。

○事務局長(君) 済みません。ちょっと休憩に落として下さい。

○議長(君) 休憩に落とします。

午後6時07分休憩

午後6時16分再開

○議長(君) それでは再開します。

では、4号議案で何かほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） いろいろ意見も出ました中で、4号議案の番号5に関して、いろいろ意見は尽きないみたいですので、基本的に代替地の検討は不十分であるため、白地農地の再検討が必要であると思います。よって、今回は継続審議といたします。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、継続審議とします。

これも賛成をとらにゃいけん。（発言する者あり）要らない。はい、わかりました。どうも御意見、ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第5号議案、古賀市農業委員会の活動内容の点検評価及び活動計画の策定について、事務局、説明をお願いします。

〔議案朗読〕

○係 それでは、第5号議案、古賀市農業委員会の活動内容の点検評価及び活動計画の策定（案）について、簡単にまず御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、農業委員会法に基づいて、皆様、農業委員会の事務というのを行っているところでございますが、農業委員会法に基づいた先程冒頭に説明がありました、適正な事務実施について第3の規定というのがございます。この中で28年度の農業委員会の活動に対する点検評価、それと平成29年度の活動計画の策定というのをしなければなりません、これをなぜ農業委員会のほうにお諮りするかと申し上げますと、これがこの農業委員会の適正な事務実施についての中に記載しておりまして、毎年年度末に必ず農業委員会の議決を経て最終的にこの点検評価及び活動計画をホームページ等に掲載することとなっておりますことから、この内容でよろしいかどうかというのを議論していただき、採決をいただくものでございます。

では、60ページをごらんください。

まず60ページから67ページにかけて、平成28年度の点検・評価という形になっております。

まず、60ページの関係につきましては、農業委員会を取り巻く農地の状況でありますとか、農家戸数、または認定農業者の経営体質、そして現在の農業委員会の体制等を記載しているところでございまして、こちらの特に2番の農業委員会の体制につきましては、皆さんの任期中は毎年変わらないという形になります。

次に、61ページ、こちらが、議論をしていただく内容になるのかなというふうに思いますが、まず61ページの担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。

こちらは、結果報告といたしまして、まず現状の管内の農地面積、こちらの532ヘクタールというのは、60ページの一番上の農業の概要の中の耕地面積、こちらにおける数字を記載する

こととなっております。

そして、これまでの集積面積が92.2ヘクタール、集積率が17.33%となっております。こちらの課題として認定農業者等の確保及び育成が必要というふうに考えております。

2番目の平成28年度の目標及び実績については、こちらについてはちょっと詳しく御説明をさせていただきたいと思いますが、まず集積目標が318.4ヘクタールに対し、集積実績が92.2ヘクタール、ここに大きな元々の目標に問題があるのではないかというふうに考えられるのではないかなと思いますが、この目標を立てたとき、平成27年度は、この集積目標に認定農業者、人・農地プランに記載されている担い手等が含まれておりましたが、今年度、こちらの適正化事務実施についてが改定されまして、このいわゆるこちらに記載しております担い手につきましては、認定農業者、そして基本構想の水準到達者と申し上げまして、こちらは古賀市の基本構想で定めております農業所得が540万を超える農家、この人たちに限るという形のいわゆる担い手という位置づけになりましたので、もともとの物差しが変わってしまったというところがございます。

よって、認定農業者及び基本構想の水準到達者、それと認定農業者等ということで、認定新規就農者というところが含まれているところでございますが、その中では、やはり人・農地プランに記載している方を除いております関係から、非常に開きが出てきたところでございます。

このところが担い手という、農業委員会法で言う担い手というのは、認定農業者基本構想の水準到達者、それと認定新規就農者、こちらのほうに集積していくという国の考えがございますので、その中での目標を立てていきたいというふうに考えております。

次に、3番の目標の達成に向けた活動ということで、実際にどういった計画をしてこういった実績がありましたということをごちらについては、記載をさせていただいているところでございます。

なお、4番の目標及び活動に対する評価でございますが、こちらは、当初、平成27年度の3月期の農業委員会に提示させていただいた活動計画に対して、どういった評価だったかというところを記載させていただいているところでございます。

では、次に、62ページをごらんください。

次に、62ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、いわゆる新規参入者の参入促進でございます。

こちらは、参入者ということで、農家子弟、親元就農は含まないということで記載しておりますので、あくまで異業種等から農業を始められた方についてを記載しているところでございます。

しかしながら、こちらの25年度、26年度、27年度につきましては、過去ちょっと考え方がそういった考え方でございませんでしたので、今回物差しが変わって1回目でございますので、

そちらが非常にちょっとわかりにくいのではないかなというふうには思っております。

次に、平成29年度の目標及び実績でございますけれども、こちらにつきましては、参入目標が1経営体、参入実績が1経営体で100%の達成状況であったというふうに考えております。

なお、目標の達成に向けた活動については、こちらはお読み取りいただければというふうに思っております。

また、目標及び活動に対する評価といたしましては、目標に対する評価は100%でございますが、活動に対する評価、こちらは毎年変わってくるところでございますので、こちらもお読み取りいただければというふうに思っております。

次に、63ページでございます。遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

こちらの管内の農地面積は、先ほど冒頭に申し上げました532ヘクタールに遊休農地の面積を足すことというふうに記載してありますので、こういった面積となっております。よって、現在の遊休農地の割合は、16.11%であるという形となります。

また、2番目の目標及び実績でございますが、解消目標9.8ヘクタールに対して、解消実績は8.2ヘクタールでございます。よって、達成状況は83.67%、農業委員会としては達成できたと考えております。

しかしながら、解消した面積に加え、新たに新規発見、新規発生した遊休農地もありますので、そのあたりは、今後そういった遊休農地をなるべく新規発生させないための努力が必要であるというふうに考えております。

3番の目標に向けた活動については、実際に行った農地パトロールの活動を記載しているところでございます。

4番の評価でございますけれども、こちらも目標に対しては80%以上解消しておりましたが、新規発生も多くあるため、さらなる発生防止に努めると記載をさせていただいております。

なお、活動については、おおむね活動スケジュールどおりに実施できたと考えております。

次に、64ページです。

違反転用への適正な対応でございます。こちらについては、管内の農地面積に対しまして、違反転用が7.1ヘクタールでございました。そして解消の実績でございますが、実績につきましては、逆に7.8ヘクタールでございましたので、逆に0.7ヘクタール増えた。増えた理由は新規発見でございます。

3番の活動計画・実績及び評価でございますが、活動計画は、お読み取りいただければと思います。

活動実績につきましては、農地パトロールでの現地調査、また第1部会での検討については、記載させていただいているところでございます。

活動に対する評価としては、やはり1件ごとの解消というのが非常に時間を要しますので、解消されたものも一部ございましたが、新規発見によりトータルが増えたために、十分な対応ができたとは言えないということで記載をさせていただいているところでございます。

次に、65ページからでございます。

まず、65ページからにつきましては、議案に上がった件数でありますとか、相談で出てきた件数を事務局側で記載しているところでございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。

こちらは、全て法令事務でございますので、こういった法人が5件あって、また情報提供はこういうふうに行いましたという結果を記載させていただいているところでございます。

67ページをお願いいたします。

67ページの地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処内容、こちらにつきましては、要望・意見等がございませんでしたので、こちらについては特になしと記載をしております。

そして最後に、事務の実施状況の公表等でございますが、総会の議事録の公表は、既に平成28年度から義務づけられておりますので、総会終了後に議案書をつくった後にホームページに個人情報を隠した状態で公表をしているところでございます。

なお、こちらのまず28年度の目標及び達成に向けた活動の点検評価につきましては、60ページに、平成29年2月28日現在で書いております。これは、総会にあわせたものでございまして、最終的な農地の転用等の事務、65ページと66ページにつきましては、本委員会3月期の委員会で可決した内容をプラスして公表する予定でございます。

続きまして、68ページから70ページでございます。

29年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

まず、68ページにつきましては、先ほどと同じ状況でございますので、説明を割愛させていただきたいと思っております。

次に、69ページからは、活動計画となっておりますけれども、まず69ページの担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、こちらの現状というのは、今回の28年度の現状を記載しているところでございます。

29年度の目標及び活動計画につきましては、114.5ヘクタール、うち新規集積については22ヘクタールと計算しております。

こちらの目標設定につきましては、現在の集積面積に前年度実績と同等の新規集積面積を足したものであるというふうな考え方をとっております。

なお、活動計画としましては、1番と2番のような活動を行っていく計画でございますので、お読み取りいただければと思っております。

次に、69ページの真ん中から、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、28年度が1経営体でございますが、なかなか新規参入者が望む農地の確保が難しいため、新規参入者が増えづらい状況となっておりますので、この課題を記載させていただいております。

次に、29年度の目標及び活動計画でございますが、目標を1経営体を目標としております。また、活動計画としましては、新規参入者が抱える課題の解決に向けた情報交換会の実施、また現在も行っております就農相談でありますとか、各関係機関との連絡会議というのを記載させていただいているところでございます。

では、70ページをお願いいたします。

遊休農地に関する措置でございます。1番については、現状及び課題で、先ほどの28年度の結果と同じでございますので、お読み取りいただければというふうに思っております。

次に、29年度の目標及び活動計画でございますが、こちらにつきましては、農地パトロールの実施計画でございますので、今の任用に基づいて、29年度も8月から9月の調査、そして10月から11月の取りまとめ、そして利用意向調査という流れになってまいりますので、こちらを計画として載せさせていただいているところでございます。

最後に、違反転用への適正な対応でございます。

現状及び課題は、平成28年度の結果と同じでございますので、お読み取りください。

2番の29年度の活動計画といたしましては、先ほどの申し上げました農地パトロール、一緒に古賀市ではやっておりますので、農地パトロールでの現況調査、または毎年行っております部会での検討、それと関係機関との情報共有を随時行っていくという計画となっております。

説明は以上でございますが、こちらの点検・評価、そして活動計画を最終的には、委員会終了後に3月31日現在で面積を記載したものを公表してよろしいかどうかというところを御審議いただければと思っております。

説明は以上でございます。御審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明は終わりましたが、さっき言いましたそれでいいか悪いか、言ってもらえばいいと思います。

○委員（12番 君） 質問していいですか。

○議長（ 君） はい。

○委員（12番 君） 農林業センサスに基づいてちょっと戸数とか書いてあるんですけども、これは何年かに1回というふうに理解しているんですけど、何年に1回ぐらいですか。覚えていますか。

○議長（ 君） はい、事務局。

○係 [] 5年に1回のものでございまして、最新のデータを記載しております。

○議長 ([] 君) ほかにないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ([] 君) なければ、採決をとりたいと思いますが、ようございまでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 ([] 君) 今の原案で賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長 ([] 君) 全員賛成ということで、原案どおり可決しました。

どうもお疲れでございました。議案はこれで終わります。

午後6時24分閉会
